

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○公共測量の実施の通知 (4件) (")	2
○公共測量の終了の通知 (2件) (")	3
○高知県収入証紙売りさばき人の住所の 変更の届出 (会計管理課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、 監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・5揭示)	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の 選挙権を有する者の必要な数 (")	4
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	4

規 則

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第9号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「「県内認定申請書」という。）」を「「県内認定申請書」という。）並びに知事が別に定める様式による個人番号確認票（以下この項において「個人番号確認票」という。）」に、「「県外認定申請書」という。）」を「「県外認定申請書」という。）並びに個人番号確認票」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第9条関係）

訓練手当受給資格認定申請書						年 月 日		
高知県知事		様		申請者 氏名				
訓練手当の支給を受けたいので、次のとおり申請します。								
①申請する手当の種類		基本手当		受講手当		寄宿手当		
②申請者記入欄	(1) <small>ふりがな</small> 氏名			(2) 生年月日、年齢及び性別	年 月 日 (歳) 男・女			
	(3) 住所又は居所	高知県		市 町 村	番地 方			
	(4) 寄宿の事実	有・無		(5) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(6) 寄宿前の住所又は居所							
	(7) 扶養親族に関する事項（寄宿手当を申請する場合にのみ記入してください。）							
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居又は別居の別	別居している者の住所又は居所		
			歳	有・無	同・別			
			歳	有・無	同・別			
			歳	有・無	同・別			
※ ③県確認欄	(1) 訓練の種類		公共職業訓練		求職者支援訓練		職場適応訓練	
	(2) 訓練期間		年 月 日から 年 月 日まで					
	(3) 訓練科							
	(4) 訓練の受講指示の根拠							
	(5) 雇用保険基本手当等の受給資格の有無		有・無					
	種類	雇用保険法の規定による基本手当又は傷病手当	イ	雇用保険法の規定による日雇労働求職者給付金	ウ	国家公務員退職手当法の規定による退職手当	エ	アからウまでのものに相当する地方公共団体が支給する給付
	有無	有・無		有・無		有・無		有・無
(6) 沖縄振興特別措置法の該当の有無			有・無					
(7) 雇用保険法第40条の規定による特例一時金の受給の有無及び受給年月日			有 (年 月 日) ・ 無					
上記の申請者は、職業訓練を受講していることを証明します。 年 月 日 職業訓練を行う施設（公共職業安定所）の所在地及び名称 職業訓練を行う施設（公共職業安定所）の長の職・氏名 <input type="checkbox"/>								

注 1 ②欄は、必要な事項を記入し、又は該当するものを○で囲んでください。
2 ※印欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第127号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和6年2月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（空中写真撮影）
- 作業期間
令和6年4月19日から令和7年3月31日まで
- 作業地域
安芸市、南国市、香南市、香美市並びに長岡郡本山町及び大豊町

高知県告示第128号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和6年2月8日から同月29日まで
- 作業地域
南国市岡豊町地区

高知県告示第129号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（路線測量）
- 作業期間
令和6年2月26日から同年3月20日まで
- 作業地域
室戸市羽根町甲

高知県告示第130号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和6年2月26日から同月29日まで
- 3 作業地域
安芸郡奈半利町乙

高知県告示第131号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年2月26日から同年3月29日まで
- 3 作業地域
土佐国道事務所管内国道33号（高岡郡越知町越知字北谷川ノ北地）

高知県告示第132号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和5年6月高知県告示第334号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第133号

高知県土木部中央東土木事務所本山事務所長から令和5年10月高知県告示第691号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第134号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の住所の変更について届出があつ

たので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の住所及び氏名
（変更前） 吾川郡いの町枝川2889-6
山下 吉則
（変更後） 高知市河ノ瀬町167 竹田ビル1階
山下 吉則
- 2 変更年月日
令和3年6月9日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があつた。

令和6年3月15日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	山崎 正明	高岡郡中土佐町久礼4601番地5
監事	政岡 博志	〃 〃 〃 2416番地
	出来 由美	〃 〃 〃 上ノ加江538番地2
(就任)		
理事	出来 由美	高岡郡中土佐町上ノ加江538番地2
監事	西田 修二	〃 〃 〃 久礼5693番地
	山崎 正明	〃 〃 〃 4601番地5

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下

「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

- (3) 実施期日
ア 新規取得講習
令和6年5月21日（火）から同月29日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
- イ 追加取得講習
令和6年5月27日（月）から同月29日までの3日間

- (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家

2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者
(1) 新規取得講習
受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であつて、(1)に該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間
ア 令和6年4月15日（月）及び16日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ

クシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和6年4月17日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

令和6年4月22日(月)から同月24日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

- (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,629人である。

令和6年3月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、163,573人である。

令和6年3月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,969人
室戸市・東洋町選挙区	4,197人
安芸市・芸西村選挙区	5,685人
南国市選挙区	12,940人
土佐市選挙区	7,338人
須崎市選挙区	5,642人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,251人
土佐清水市選挙区	3,616人
四万十市選挙区	9,179人
香南市選挙区	9,211人
香美市選挙区	7,158人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,885人

長岡郡・土佐郡選挙区	3,012人
吾川郡選挙区	7,610人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	8,781人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,359人
黒潮町選挙区	2,983人